**平成３０年（フ）第２１６号**
静岡市清水区蒲原神沢317―１　住宅型有料老人ホームグランツ、住民票上の住所静岡県富士市森下68番地の１　シャン・ド・フルールⅡ―103号
債務者　望月　昭彦
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第２２８号**
静岡市葵区松富１丁目１番11―503号
債務者　曽根田　孝
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第５７８号**
東京都青梅市河辺町10丁目４番地の10エクセル河辺101
債務者　前田　睦美
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１４７号**
静岡県焼津市西小川５丁目21番地の14　ボウ＆アロウⅡ201、旧住所静岡市駿河区鎌田380番地の７　サンパル徳田201号
債務者　河原崎由喜
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３０２０号**
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根27番地１―203号
プラザM，M
債務者　藤谷　敏郎
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３０２１号**
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根27番地１―203号
プラザM，M
債務者　藤谷　末子
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１５号**
栃木県大田原市黒羽田町338番地４
債務者　小林　恵美（旧姓須山・古屋）
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成３０年（フ）第１６９７号**
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―408号
債務者　丸山　智美
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１９６７号**
大阪市東住吉区住道矢田９丁目５番８号
ジュネス　B102号
債務者　野村　史法
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４５号**
栃木県足利市朝倉町２丁目９番地２　ベラフォレスタ403、前住所栃木県足利市八幡町２丁目５番地１
債務者　永倉　拓也
１　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成３０年（フ）第８号**
熊本県阿蘇郡産山村大字産山1761番地、前住所熊本市東区吉原町38番地　古賀ハイム１号
債務者　島村真由美
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月31日午後１時10分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

## 破産手続終結

**平成２９年（フ）第９号**
千葉県佐倉市染井野１丁目４番地９
破産者　株式会社いせや
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第３２７号**
神奈川県川崎市宮前区馬絹1493番地１　センティール302
破産者　渡邉　浩行
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第８２５号**
千葉県船橋市金堀町195　特別養護老人ホーム　プレーゲ船橋、住民票上の住所千葉県佐倉市大崎台４丁目13番地12
破産者　渡邉　知男
法定代理人成年後見人　渡邉　典子
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５５０号**
千葉県八千代市緑が丘１丁目27番18号
破産者　増渕　征男
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係